

岡崎墓園の利用を希望するかたへ

1 応募資格

岡崎墓園の墓地区画の利用を申請する場合、申請者のかたは、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ・ 市内に1年以上住所を有していること
- ・ 親族の焼骨を保有していること
- ・ 3年以内に墳墓を設置できる見込みであること
- ・ 申請者又は同一世帯の者が岡崎墓園内に他の墓地区画を利用していないこと

2 申込み

(1) 申込期間

令和8年6月1日より随時受付していますが、利用許可は以下のとおり年3回です。

- ・ 6月末までの受付分は8月1日からの利用
 - ・ 10月末までの受付分は12月1日からの利用
 - ・ 2月末までの受付分は4月1日からの利用
- ※土、日、祝日、年末年始を除く

(2) 区画

受付順に利用区画を決定します。あらかじめ希望する区画を決めてから申請してください。
(利用可能な区画は、市ホームページもしくは岡崎墓園管理事務所で確認できます)

(3) 必要書類

必要なもの	注意事項
岡崎墓園墓地利用申込書 兼利用許可申請書	本人が署名しない場合は認印が必要
申請者の住民票の写し	発行してから3か月以内のもの
親族の焼骨保有を証明できる書類 ※親族であることがわからない場合は、別に親族とわかる書類を確認させていただきます。	●焼骨を自宅で保管している場合 火葬許可証又は火葬証明書 ●他に焼骨を埋蔵又は収蔵している場合 埋蔵又は収蔵の事実について、墓地又は納骨堂の管理者が証明した書類(例:埋蔵証明書) (発行してから1年以内のもの)

【注意】

- ・ 申請書の提出を代理人に依頼する場合は、委任状を添付してください。
- ・ 代理人のかたは本人確認のための身分証明書(運転免許証等)をご持参ください。

(4) 使用料

利用するにあたり、永代使用料及び管理料の納付が必要です。金額は次の表のとおりです。

- 永代使用料は、墓地区画の永代的な使用权を認めるうえで、土地の取得や区画の造成費の一部をご負担いただくものです。当初利用許可時のみの請求となります。
(納入通知書を郵送しますので、納期限内に指定の金融機関でお支払いください)
(納期限までに納付されない場合、利用を許可することができません)
- 管理料は、水道代、花殻などのごみ処理費用、墓地共用部分の清掃、除草などの維持管理費を、墓地区画使用者のかたに毎年ご負担いただくものです。毎年度、6月頃に請求させていただきます。
(初年度は許可日～翌3月までの月割り分を、利用許可時に請求いたします)
(滞納が続いた場合、利用許可を取り消すことがあります)

区分	永代使用料の額（当初のみ）	管理料の額（年額）
2型墓地（約2㎡）	1区画につき 160,000円	1区画につき 2,400円
4型墓地（約4㎡）	1区画につき 320,000円	1区画につき 2,700円
6型墓地（約6㎡）	1区画につき 480,000円	1区画につき 3,000円
8型墓地（約8㎡）	1区画につき 640,000円	1区画につき 3,300円

3 墓地の利用

(1) 岡崎墓園墓地利用許可証

永代使用料が納入済であることを確認後、「岡崎墓園墓地利用許可証」を郵送します。許可証は墓地区画の利用権を示す唯一の証書で、遺骨を埋蔵、改葬する場合や使用者変更（承継）などの手続きに必要となります。

(2) 各種手続き

墓地を正しく利用していただくために、各種手続きが必要な場合があります。詳細は「岡崎墓園利用の手引き」をご確認ください。

岡崎墓園の利用にあたっては、岡崎市墓園条例、岡崎墓園管理規則などによるルールがあります。岡崎墓園墓地利用許可証とともに配布する「岡崎墓園 利用の手引き」をよくお読みのうえ、正しく利用してください。

4 お問い合わせ

名称	所在地	連絡先
岡崎墓園管理事務所	〒444-3342 岡崎市才栗町字流石51番地	TEL 0564-46-3260 FAX 0564-46-3741 土日祝日、年末年始を除く